

宿泊料を受けて 人を宿泊させるには 許可又は届出が必要です



- 自宅であっても、宿泊料を受けて、人を宿泊させるには、「旅館業法」に基づく許可 または「住宅宿泊事業法」に基づく届出が必要となります。
- 無許可・無届出で人を宿泊させることは違法となります。

最大6か月の懲役もしくは最大100万円の罰金

無許可（無届出）の宿泊業は違法です。

これから宿泊業を始めたい方は、
お近くの保健所（センター）へご相談ください。

保健所・センター	電話番号	所管する市町村
岐阜保健所生活衛生課	058-380-3003	岐阜市※、羽島市、各務原市、岐南町、笠松町
本巣・山県センター生活衛生課	058-213-7268	瑞穂市、山県市、本巣市、北方町
西濃保健所生活衛生課	0584-73-1111 (内線268)	大垣市、海津市、神戸町、養老町、垂井町、関ヶ原町 安八町、輪之内町
揖斐センター生活衛生課	0585-23-1111 (内線262)	揖斐川町、大野町、池田町
関保健所生活衛生課	0575-33-4011 (内線355)	関市、美濃市
郡上センター生活衛生課	0575-67-1111 (内線353)	郡上市
可茂保健所生活衛生課	0574-25-3111 (内線377)	美濃加茂市、可児市、富加町、坂祝町、川辺町 御嵩町、八百津町、七宗町、白川町、東白川村
東濃保健所生活衛生課	0572-23-1111 (内線357)	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所生活衛生課	0573-26-1111 (内線254)	中津川市、恵那市
飛騨保健所生活衛生課	0577-33-1111 (内線321)	高山市、飛騨市、白川村
下呂センター生活衛生課	0576-52-3111 (内線354)	下呂市



※岐阜市内において、旅館業法に基づく宿泊業を始めたい方、無許可営業の疑いのある宿泊施設がある場合については、岐阜市保健所までご相談ください。(058-252-7195)